

令和7年度 第2回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和7年5月12日（木）午後3時～

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 10名

1番	小松崎秀昭	君	1番	飯野利明	君
2番	浅野周一	君	2番	吉田典子	君
3番	飯塚尚志	君	3番	細田展之	君
4番	山崎翔子	君	4番	寺田清	君
5番	大塚芳夫	君	5番	吉田誠	君
6番	吉田修夫	君	6番	糸賀稔	君
7番	飯村正弘	君	7番	本間保	君
8番	島田辰男	君	8番	諏訪原昌子	君
9番	柳生利幸	君	9番	塚原努	君
10番	横張清彦	君	10番	秋葉政男	君

4. 欠席委員：0名

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第8号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第9号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第6号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員10名、出席推進委員10名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、3番飯塚尚志委員・4番山崎翔子委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：　今回は４件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号１番についてご説明いたします。

申請地は、大字小池地内の畑２筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人と妻の２名。

農作業従事期間は、それぞれ１５０日。作付作物は粟です。
譲受人はすでに耕作面積を増やしたく、譲渡人については譲受人の要望により、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号２番と３番について同一案件のため、あわせてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑２筆、田１筆の計３筆、面積が計〇〇㎡。農振農用地区域内になります。所有権移転の兄弟間による贈与です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人と妻の２名。農作業従事期間は、本人２５０日、妻１８０日となっています。作付予定作物は畑は野菜、根菜、豆類で田は水稻です。

譲受人は、これまでも管理耕作を行っており、譲渡人については、居住地が遠方等の理由により管理が困難であることから、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号４番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑１筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は会社員。農業従事者は本人のみ。農作業従事期間は１５０日。作付予定作物はナス、キュウリ、ホウレンソウです。

譲受人は、退職後の家庭菜園として利用したく、居住地周辺には畑がないことから、車で５分の本申請地を選定し、譲渡人については、譲受人の要望により本申請に至ったとのことです。

以上４案件につきまして、農地法第３条第２項各号に該当する項目を確認しましたが、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：　続いて調査員の報告をお願いします。整理番号１番を５番大塚芳夫委員、整理番号２番・３番を小松崎秀昭委員、４番を飯村正弘委員お願い致します。

５番：　整理番号１番について報告します。整理番号１番は事務局の説明のとおりです。５月８日に現地調査を行った結果、申請地はしばらく耕作されていない農地であったが、きれいにされていました。隣地境界については問題なく、周辺農地への影響もないと思われます。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

１番：　整理番号２番・３番について報告します。整理番号の２番・３番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で、管理は適切に行われています。境界についても問題なく、周辺の農地への影響もありません。譲受人は本申請地取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれます。本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

７番：　整理番号４番について報告します。整理番号４番については、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく。周辺の農地への影響も特に見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請は許可妥当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：　整理番号１番から４番でご質問等ありますか。（質問等なし）
これより議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第８号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 続いて、議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は、6 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。

申請地は、大字実穀地内の畑 2 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がりがある 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

申請地は既に住宅が建ち、現在は賃貸借人が居住もしております。当時、住宅を建築した際、宅地の一部である本申請地が手続きされておらず、今回、居住者が購入するにあたって発覚した事案になります。建築物の内容は、木造平屋建て、建築面積 104.16 ㎡。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透桝を設置し敷地内処理、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流しています。資金は、自己資金にて賄います。残高の確認もできております。他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済で、今回の宅地が拡張される件については、県の建築指導課から特に問題なしとの見解が示されております。

続いて整理番号 2 番について説明ご説明いたします。

申請地は、大字若栗地内の畑 1 筆で、面積〇〇㎡。そのほか隣地山林で〇〇㎡、合計〇〇㎡の土地利用計画となっています。農地区分は、農地の広がりがある 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地にも該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。譲受人は、主として林業を営んでおり、この度、バイオマス燃料木材チップ作業場として農地転用の申請がありました。

造成計画については、盛土、切土等はせず、現状のまま利用。周囲は木材により仮囲いを行い、木材をチップ化する作業場の部分のみコンクリートを敷きます。給水及び汚水雑排水はなしで、雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。

他法令につきましては、騒音規制法の特定施設の届出は既に提出済みで、文化財保護法につきましても、周知の包蔵〇〇遺跡のエリア内となっておりますが、こちらも既に届出済みで手続きのほうは了しております。

次に整理番号 3 番と 4 番について、同一案件であるため、あわせてご説明いたします。

申請地は、大字若栗地内の田 5 筆で、面積は計〇〇㎡。農地区分は、農地の広がりがある 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

設置する太陽光パネルは計 345 枚、パワーコンディショナー 4.95kw が計 20 台で、発電出力は 50kw 以上になりますので、太陽光のガイドラインに基づく手続きをしている案件になります。本申請は、従来の固定買取制度（FIT）ではないものですが、東電等との調整も了しています。

造成計画は現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、雨水排水は自然流下となります。資金計画はグループ会社からの融資で賄います。

なお、他法令として、文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

以上が申請内容になりますが、本申請地は、5 月 8 日に現地調査を行ったところ、現地は荒れており、また境界が示されていないことから、場所の特定ができませんでした。申請者には、境界を示していないため場所の特定が困難である旨を伝え、境界を出すよう指導しております。

こちらの内容と、この後に行う担当委員からの調査報告を踏まえた上で、ご判断いただきたいと思います。

次に整理番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造 2 建て、建築面積 63.76 ㎡。造成計画は、盛土・切土等はせず整地のみ。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枿を設置し敷地内処理、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地にも該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

設置する太陽光パネル 615W が 180 枚、パワーコンディショナー 5.5kw が 9 台で、発電出力は 50kw 未満になります。本申請は、従来の固定買取制度 (FIT) ではないものですが、東電等との調整もすべて了しています。

造成計画は現状のまま利用し、雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。

なお、他法令として、文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

以上 6 件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 2 番浅野周一委員、整理番号 2 番・3 番・4 番を 5 番大塚芳夫委員長、整理番号 5・6 番を 7 番飯村正弘委員お願い致します。

2 番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。5月8日現地調査の結果、申請地は住宅敷地内の申請漏れとなった畑地であり、隣地境界についても問題なく、周辺の農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5 番： 整理番号2番について報告します。整理番号2番については事務局の説明のとおりです。5月8日の現地調査の結果、申請地は草が少し繁茂しているが、隣地境界については問題なく、バイオマス燃料木材チップ作業場としての土地利用計画については他法令等の届出も済ませていることから、問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。よって、本申請については許可相当と判断します。ただ、騒音や振動等の環境面での対策は十分に行っていただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、整理番号 3 番・4 番について報告します。整理番号 3 番については事務局の説明のとおりです。5月8日に現地調査を行った結果、申請地は山林の様相を呈しており、耕作は不可能な農地です。今回、太陽光発電施設の設置であります。隣地境界について、現地が荒れているため確認ができませんでした。改めて境界を明確にさせていただいてから再度確認することとし、今回は保留ということをお願いします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7 番： 整理番号 5 番について報告します。整理番号 5 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。

また、隣地境界についても問題なく、土地利用内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、整理番号 6 番について報告します。整理番号 6 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。
(挙手あり)

5 番： 昨年太陽光の条例を制定していく話がありましたが、進捗状況はどうなっていますか。

事 務 局： 太陽光の条例については町の生活環境課の方が主幹で動いています。昨年度、農業委員会の方から要望を出しており、太陽光の条例を制定する動きに入っていて、今年度、今月の 23 日の全員協議会で生活環境課の方から説明します。そのあとパブリックコメントがあります。そして、9 月議会で上げます。そして、9 月議会が通れば、即時条例が施行される流れになると生活環境課から聞いています。本来であれば、昨年度中に作る予定だったのですが、町長説明でいろいろ指摘を受け、年度を持ち越して、5 月 23 日の全協で説明します。そして、9 月の議会で上げ、通れば、制定されます。

5 番： 9 月の議会で条例としてできると思っていいですか。

事 務 局： はい。

5 番： 昨年、農業委員会で案を作って、皆さん確認したと思うのですが、条例案の内容は今回上げるものと内容は変わっているのか。

事 務 局： 内容に関しては、修正は入っています。23 日の説明の結果をもちまして、来月の総会のときに、皆さんにこのような条例で上がりましたと提示させていただきます。

7 番： 町長からはどのような指摘を受けたのですか。

事 務 局： 町長からこのような指摘を受けたなどのことは具体的には生活環境課からは言われなかったが、指摘が入り、修正が入った。全協で説明が入ります。

議 長： 7 月に町長との座談会が入るのでそこで直接伝えてもいいと思います。

現地調査で 3 番・4 番において、境界が出ておらず、保留になっているが、業者から連絡はありましたか。

事 務 局： 業者から連絡はありませんでした。

9 番： 現地調査行くことは伝えているんですか。

事 務 局： 現地調査やるので、境界を出してくださいとは伝えていますが、今回、業者さんの方としては先に現地調査で許可をもらって、所有権を移転してから、測量に入ってと考えていたようです。ただ、我々も場所が特定できないと許可を出せないと現地調査のときに伝えさせてもらいました。そしたら、土地所有者にその旨を話して、了解を出すようにしますと話がありました。

議 長： 隣は水路だったが、水路は誰が管理しているのですか。

事 務 局： おそらく町だと思いますが、所管は調べてみないとわかりません。

議 長： 他に質問はありますか。

(追加の質問なし。)

整理番号 3 番・4 番を保留とし、そのほかについて賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 9 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 9 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は、2 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番について説明いたします。

願出地は、大字阿見地内。登記地目が畑 11 筆、面積〇〇㎡。〇〇の建物部分になります。建設当時に転用の許可はとられているものの、年数が経過していることで当時の所有者がお亡くなりになれていること等を理由として、今回は非農地証明での対応となりました。すでに建物が建てられてから 20 年以上が経過し、当時許可を受けていますので、当然違反転用等の是正指導中ではない土地になります。酒類販売業免許申請のため、本願出に至ったとのことことです。

続いて整理番号 2 番について説明いたします。

願出地は、大字阿見地内。登記地目が畑 1 筆、面積〇〇㎡、田 1 筆〇〇㎡、計〇〇㎡。現地は竹林化しており、国土地理院の航空写真でも平成 16 年 11 月時点で、山林化していることが確認できました。蓄電所建設のため、本願出に至ったとのことことです。

簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番・2 番を 1 番小松崎秀昭委員お願いいたします。

1 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。現地確認の結果、願出地はショッピングセンターが建っており、何十年もたっているような状況です。本申請については、非農地証明の発行は妥当と判断します。

整理番号 2 番について報告します。整理番号 2 番は事務局の説明のとおりです。現地確認の結果、願出地は竹林になっており、農業用機械での整地ができない状態になっており、本申請の非農地証明の発行は妥当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。（質問等なし）

これより、議案第 9 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について>

議 長： 続いて、議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について説明します。今回は 31 件の申請がありました。畑 9 筆〇〇㎡、田 36 筆〇〇㎡、計 45 筆〇〇㎡となっています。貸し手は 31 名、借り手は 9 名となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議 長： これより質疑に入ります。（質問等なし）

これより、議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。（案）を消してください。

<報告事項>

議 長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について 3 件です。
報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定
について 5 件です。
阿見町農業委員会事務局処理規程第 6 条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和 7 年 5 月 12 日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。

議長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局
お願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

① 現地調査及び総会の予定

6 月現地調査 6 月 6 日（金）当番委員 5 番 大塚芳夫委員
当番委員 6 番 吉田修夫委員
6 月定例総会 6 月 10 日（火）午後 3 時
場所： 301 会議室

現地調査ですが、現在会長・当番委員の 2 名には現地調査の資料を全てタブレット
のメールに送っています。そのほかの委員さんのついては担当になった方に担当にな
った場所だけを送っていました。そうすると、担当になってない方がメールが来ず、
担当になっているのか、いないのか本人がわからないということで、連絡が来るこ
ともありますし、また、不安にもなるため、今後は、全員にすべてお送りさせてい
だきます。依頼文があり、次に時点表が来るので、その時点表を確認していただき、自
分の名前があれば担当だと判断お願いします。地図も皆さんに送るので、担当にな
っている方は担当になっている場所の確認をお願いします。担当になっていない方も、
どのような申請があったのか目を通してもらえたらと思います。申し訳ないのですが、
事務局の負担が減る点、委員の方に全案件確認してもらう点でもいいと思うので、会
長とも相談した結果、今後は、現地調査のメールは全員に同じもの、全てのデータ
を送らせていただきます。総会資料に関しては引き続き、同じように送らせていた
きます。

② 日程はまだ不明ですが、さわやかフェアが開催される見込みになっております。1 月ごろの予定です。農業委員会として、今年どうするのか先月の段階で会長の方から 来月ごろには決めないと、お話があったと思いますが、何かご意見ございますか。 去年は焼き芋の予定であったのですが、選挙が入ってしまったので、さわやかフェア 自体が中止になったという経緯があります。

議長： 衛生管理の面からも去年は焼き芋がいいのではないかと案が出ました。まず、参加
をどうしますか。

10 番： 新人の人もいるので今までの経緯の説明をお願いします。

議長： コロナの前までは毎年出ており、いも煮と赤飯を作って販売していました。去年は
選挙がありました。今年は焼き芋で参加してみたいのではないかなと思うのですがい
かがですか。

事務局： 焼き芋の機械はあるのですか。

議長： 機械は私のところと塙のセンターにあります。

10 番： 現地で作っていて間に合いますか。

議長： 間に合わないときは事前に作っておくやり方もあります。

7 番： 作るのは奥さんに協力などしてもらうのですか。それとも我々だけで作るのですか。

議長： 焼き芋なので我々だけで行っていこうと思います。芋を焼くのに 1 時間ほどかかり
ます。1 つの機械では 10 本ほど焼けます。このような方向性で進めていこうと思
います。

事務局： さわやかフェアは参加で進めていきます。焼き芋の他に芋はブルーシートを広げて、

詰め合わせで販売していきます。また、他の野菜なども販売していきます。

- ③ 6月の総会後ですが、30分から1時間ほどかかるのですが、農地利用状況調査があり、その説明を実施します。例年、6月か7月の総会後に説明会を実施して、7月もしくは8月をかけて、それぞれ担当エリアの農地を回ってもらいます。紙ベースとタブレットを併用して実施していこうと思います。主は紙で行っていく予定です。6月の説明が終わったら1か月間ないし2か月間、可能であれば1か月で行っていただき、7月の総会時に提出していただけたらと考えています。来月の総会で改めてご説明しますのでよろしくお願いいたします。

- ④ 7月の総会時に町長と語る会を予定しています。次回の総会時に聞きたいこと、テーマを考えていただけたらと思います。

その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、以上をもちまして第2回定例総会を終了とさせていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後3時53分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印